

## 議決権行使ガイドライン

### 1. スクリーニング基準の定義

以下の2. において、「リストアップ企業」とは以下の企業をいう。

◆企業または企業の役職員に重大な違法行為または反社会的行為があったと判断した企業

◆経営成績に問題(注)があると判断した企業

◆その他特に株主価値を毀損する行為があったと判断した企業

(注) 連結最終損益(ない場合は単体)が、3期連続して赤字の場合等

### 2. ガイドライン(会社提案による議案)

#### (1) 会社の機関に関する議案

##### ◆取締役の構成

- ① 委員会等設置会社制度の導入は原則として肯定的に判断する。
- ② 執行役員制度の導入は原則として肯定的に判断する。ただし取締役全員が兼務している場合は個別に検討する。

##### ◆役員選任・解任

原則として肯定的に判断する。ただしリストアップ企業については個別に検討する。

- ① 株式価値の毀損が明らかである場合、再任候補者については個別に検討する。
- ② 社外取締役の選任には原則として肯定的に判断する。

##### ◆監査役の選任

原則として肯定的に判断する。ただしリストアップ企業に関しては、再任候補に挙げられている候補者については個別に検討する。また、社外監査役が半数に満たない場合は個別に検討する。

#### (2) 役員報酬等に関する議案

##### ◆役員報酬

原則として肯定的に判断する。ただし、リストアップ企業の企業は個別に検討する。

##### ◆役員退職慰労金贈呈

原則として肯定的に判断する。ただし、社外取締役への退職慰労金支給は個別に検討する。また、在任期間中に法令違反や反社会的行為等の不祥事に関与し、辞任あるいは退任している場合および在任期間中に不祥事があった場合は個別に検討する。

##### ◆株価連動報酬の付与(ストックオプションなど)

原則として肯定的に判断する。ただし、株主価値の大幅な希薄化を招き、株主利

益の減少となることが懸念される場合を除く。

(3) 資本政策等に関する議案

◆利益処分案（損失処分案）

原則として肯定的に判断する。ただし、3期連続最終赤字を理由にリストアップされた企業については中長期的な観点から個別に検討する。

◆自己株式取得（取得枠の設定）

中長期的な観点から検討し、原則として肯定的に判断する。ただし、取得枠全額を行使した際に重大な影響が出る場合を除く。

◆合併、営業譲渡・譲受、会社分割関連

原則として肯定的に判断する。ただし、中立的な第三者による算定根拠が示されていない場合は個別に検討する。

(4) その他の議案

個別に検討する。当該議案が株主価値の増大に寄与するものかどうかを基本的な判断基準とする。

(株主提案による議案)

個別に検討する。当該株主提案が株主価値の増大に寄与するものとなっているかどうかを基本的な判断基準とする。

以上